

証券コード 1822
2019年6月5日

株主各位

東京都中央区新川一丁目24番4号
大豊建設株式会社
代表取締役 大隅 健一

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場所 東京都中央区新川一丁目24番4号
当社本店 2階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第70期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第70期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 取締役報酬改定の件
第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

4. インターネットによる開示

本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.daiho.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び株主資本等変動計算書、個別注記表は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのお土産は今回からご用意しておりませんのであらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.daiho.co.jp>)に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

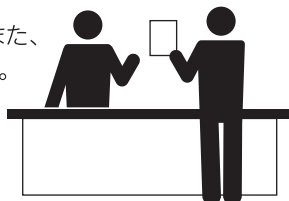
株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第70回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

株主総会開催日時

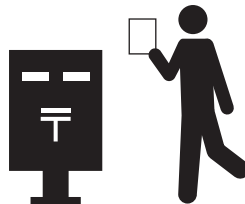
2019年6月27日(木曜日)午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。

各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。



行 使 期 限

2019年6月26日(水曜日)午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使 (詳しくは次頁をご覧ください)

当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

☐ 議決権行使ウェブサイト：<https://www.web54.net>

行 使 期 限

2019年6月26日(水曜日)午後5時30分まで



▶ インターネット等による議決権行使の場合



行使期限

2019年6月26日（水曜日）
午後5時30分まで

当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、上記の行使期限までに画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使

<https://www.web54.net>

- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

☎ 0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(添付書類)

事業報告

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中間の通商問題の動向、英国のEU離脱問題にみられる海外経済の不確実性、国内金融資本市場の動向等に留意する必要がありますでしたが、企業収益及び雇用・所得環境の改善を背景に各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いてまいりました。

このような状況の中、当社グループの主要事業であります建設事業におきましては、公共投資は弱含みながら前年並みの水準を維持し、民間投資は住宅関連で前年並みの水準ながら、鉄道、エネルギー、通信分野等の民間土木投資を中心に企業の設備投資は増加傾向にあり、全体的には良好な経営環境となりました。

このような情勢下におきまして、当社の企業グループを挙げて積極的な営業活動を行いました結果、連結受注高におきましては、1,929億6千3百万円（前期比25.1%増）となりました。うち当社受注工事高におきましては、土木工事で760億6千6百万円（前期比24.7%増）、建築工事で722億5千4百万円（前期比36.1%増）、合計1,483億2千1百万円（前期比30.0%増）となりました。なお官民別比率は、官公庁工事47.0%、民間工事53.0%でございます。

主な受注工事は、次のとおりであります。

発注者	工事件名	施工場所
東日本高速道路(株) 国土交通省 近畿地方整備局 福岡市 水道事業管理者 ナカノ開発プロジェクト 特定目的会社 八王子市 東急不動産(株)・東京急行電鉄(株)	東京外かく環状道路大泉中工事 大野油坂道路此の木谷橋下部他工事 乙金浄水場整備工事 (仮称)ナカノ千葉白井物流センター計画 (仮称)新館清掃施設整備及び運営事業 (仮称)横浜市青葉区あざみ野二丁目計画新築工事	東京都 福井県 福岡県 千葉県 東京都 神奈川県

また、連結売上高におきましては、1,507億7千7百万円（前期比0.8%増）となりました。うち当社完成工事高におきましては、土木工事で539億3千7百万円（前期比3.5%増）、建築工事で561億8千4百万円（前期比3.4%増）、合計1,101億2千2百万円（前期比3.4%増）となりました。なお、官民別比率は、官公庁工事53.6%、民間工事46.4%でございます。

主な完成工事は、次のとおりであります。

発注者	工事件名	施工場所
国土交通省 東北地方整備局	国道106号 腹帯地区道路工事	岩手県
宮城県	平成26年度県債311地震災1441-A03号	宮城県
東京都下水道局	坂元川外河川災害復旧工事(その3)	東京都
東京急行電鉄(株)	王子第二ポンプ所建設その2工事	東京都
住友不動産(株)	麹町東急ビル建替計画	東京都
防衛省 南関東防衛局	(仮称)駒澤計画新築工事	東京都
	浜松(28)庁舎新設建築その他工事	静岡県

利益面におきましては、連結では経常利益91億9千1百万円(前期比18.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益61億4千1百万円(前期比22.1%減)という結果になりました。うち当社の経常利益で69億2千5百万円(前期比9.7%減)、当期純利益で47億4千7百万円(前期比14.6%減)という結果になりました。

① 企業集団の受注工事高・完成工事高及び次期繰越工事高

(単位：百万円)

区分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土木	137,167	102,864	75,694	164,337
建築	83,345	89,030	71,391	100,984
その他	131	1,067	1,089	110
合計	220,645	192,963	148,176	265,432

(注) なお、当期のその他の事業におけるその他の売上高は2,601百万円であります。

② 当社の受注工事高・完成工事高及び次期繰越工事高

(単位：百万円)

区分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土木	112,370	76,066	53,937	134,499
建築	67,004	72,254	56,184	83,074
合計	179,375	148,321	110,122	217,574

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施しました設備投資は、建物・工事中機械の購入等、総額22億3千3百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しといたしましては、オリンピック関連投資の一巡による設備投資の減速や消費税率の引き上げによる個人消費の減速など下振れ要因はありますが、政府の各種政策やインバウンド需要を中心とした外需による下支えにより、緩やかな回復基調が続くと見込まれます。

建設業界におきましては、政府建設投資は国土強靱化政策を背景に前年並みの投資が期待され、民間建設投資におきましては、先行きの不透明感はありますが、首都圏における投資を中心に緩やかな回復基調が継続すると見込まれます。

このような状況の中、技術者・技能労働者不足や資材費等の上昇懸念は残っており、今後も動向を注視する必要があります。また、作業所の4週8閉所を最終目標とした週休二日制の実施や時間外労働の削減など、現場技術者や技能労働者の労働環境の改善を推進していかなければなりません。

このような環境の下、当社は2017年度を初年度とする中期経営計画に基づき、「創業の精神に則り技術力を持続的発展の礎とし、技術力に裏打ちされた収益力の強化と資本政策の充実により企業価値を向上させ、すべてのステークホルダーにとって魅力ある企業を目指す。」を中長期の経営ビジョンとし、独自技術の高度化及び実効性のある技術の開発に取り組むとともに、持続的成長に不可欠な人的経営資源を確保し、安定的な収益構造の確立を目指す所存でございます。

数値目標として、連結受注高1,500億円以上、連結売上高1,500億円以上、営業利益率5%以上、自己資本比率45%以上、ROE 10%を掲げ、更なる企業価値の向上を目指し取り組んでまいります。

具体的には土木事業戦略として、得意技術をはじめとする技術開発の強化により、競争力及び生産性の向上を図り、市場環境、優位性、収益性を考慮した地域選択と人的資源の効率的な投入により営業力と収益力の強化を目指します。

建築事業戦略としては、首都圏エリアを最も注力すべき市場と位置付け、多様な工法への対応を強化することで非住宅部門の競争力を向上させるとともに省力化技術の確立・提案、ICT技術の導入等、生産性の向上に取り組み、営業力と収益力の強化を目指します。

また、人的資源確保の観点から、社員の能力開発、教育・育成、待遇改善及び「働き方改革」に取り組むとともに、経営の最重要施策として財務体質の充実と株主の皆様に対する安定配当の維持に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 67 期 (2016年3月期)	第 68 期 (2017年3月期)	第 69 期 (2018年3月期)	第 70 期 (2019年3月期)
受 注 高(百万円)	140,705	170,651	154,289	192,963
売 上 高(百万円)	146,815	143,613	149,649	150,777
経 常 利 益(百万円)	9,205	10,131	11,248	9,191
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	5,554	7,037	7,883	6,141
1株当たり当期純利益(円)	67.18	81.53	456.24	357.07
純 資 産(百万円)	42,626	49,981	57,908	61,826
総 資 産(百万円)	117,353	129,232	140,561	146,938

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数によって算出しております。
2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。
3. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
(株) 森 本 組	百万円 2,000	% 100	土 木 ・ 建 築 工 事

重要な子会社の売上高は361億9千9百万円、当期純利益は14億7千4百万円であります。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は8社であり、当連結会計年度の業績につきましては、売上高1,507億7千7百万円、経常利益91億9千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益61億4千1百万円であります。

(11) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び子会社）は、当社（大豊建設株式会社）及び子会社10社（内4社は間接所有によるものです。）で構成され、建設業を主たる業務としています。

当社グループの事業に係わる位置づけは次のとおりです。

（土木事業） 当社は、建設事業のうち土木事業を営んでおり、子会社である(株)森本組が土木事業の施工及び施工協力を行っています。

（建築事業） 当社は、建設事業のうち建築事業を営んでおり、子会社である(株)森本組が建築事業の施工及び施工協力を、タイ大豊(株)（タイ王国）が建築事業を行っています。

（その他の事業） 子会社である大豊不動産(株)が不動産事業を、大豊塗装工業(株)が塗装工事業を、進和機工(株)が建設資材リース業等を営んでいます。

(12) 主要な営業所

当 社 本 店：東京都中央区新川一丁目24番4号

当 社 支 店：北海道支店（北海道） 東 北 支 店（宮城県）

北 陸 支 店（新潟県） 東 京 土 木 支 店（東京都）

東 京 建 築 支 店（東京都） 東 関 東 支 店（千葉県）

名 古 屋 支 店（愛知県） 大 阪 支 店（大阪府）

広 島 支 店（広島県） 九 州 支 店（福岡県）

海 外 支 店（東京都）

(株) 森 本 組：本 店（大阪府）

(13) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従 業 員 (人)
土 木 事 業	619
建 築 事 業	511
そ の 他 の 事 業	198
全 社 (共 通)	311
合 計	1,639

(注) 従業員数は就業人員であります。

(14) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
(株) 三 井 住 友 銀 行	1,400
(株) 三 菱 U F J 銀 行	800
(株) み ず ほ 銀 行	350
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	300
(株) 三 重 銀 行	300

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 普通株式 32,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 17,442,028株
 (自己株式410,780株を含む)
 (3) 株主数 5,715名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	2,496	14.66
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,109	6.52
住 友 不 動 産 (株)	649	3.81
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	621	3.65
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	512	3.01
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	435	2.56
第 一 生 命 保 険 (株)	411	2.41
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	313	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	300	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口4)	278	1.64

(注) 持株比率は、自己株式410,780株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年10月1日付で株式併合（5株を1株に併合）及び単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）を実施いたしました。

また、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2018年8月10日の当社取締役会決議に基づき、2018年8月13日から2019年3月15日の間、市場取引により、300,000株（発行済株式総数に対する割合は1.72%）の自己株式を総額990,526,100円で取得いたしました。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2014年度株式報酬型 新株予約権	2015年度株式報酬型 新株予約権	2016年度株式報酬型 新株予約権
発行決議日	2015年2月13日	2016年2月15日	2017年2月10日
区分	取締役(注1)	取締役(注1)	取締役(注1)
保有者数	5名	5名	5名
目的となる株式の数	24,200株	39,400株	35,400株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
権利行使時1株当たりの 行使価格	1円	1円	1円
権利行使期間	2015年3月3日から 2035年3月2日まで	2016年3月2日から 2036年3月1日まで	2017年3月2日から 2037年3月1日まで
新株予約権の行使の条件	(注2)	(注2)	(注2)

(注) 1. 社外取締役には交付されておりません。

2. 新株予約権の行使条件

- ア. 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日から1年経過した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から9年間に限り、新株予約権を行使することができる。
- イ. 新株予約権者が、当社の取締役又は執行役員のいずれかに在職している期間中に禁固以上の刑に処せられた場合は、新株予約権を行使できない。
- ウ. 新株予約権者又はその法定相続人が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は、新株予約権を行使できない。
- エ. 当社取締役会の承諾なく新株予約権を譲渡担保又は質入れその他担保設定することはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中の実績はありません。

4. 会社役員に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役執行役員社長	大 隅 健 一	
代表取締役執行役員副社長	多 田 二三男	安全環境担当兼海外事項担当
取締役専務執行役員	中 杉 正 伸	管理本部長兼コンプライアンス・関係会社・総務事項担当
取締役専務執行役員	村 田 茂 樹	建築本部長
取締役常務執行役員	今 井 和 美	土木本部長
取 締 役	川 口 哲 郎	
取 締 役	垣 鏝 公 良	東京ウィル法律事務所 弁護士
常 勤 監 査 役	木 屋 善 之	
監 査 役	橋 本 一 男	
監 査 役	原 田 良 輔	エイチアールディー株式会社 取締役

- (注) 1. 2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において、大隅 健一氏は取締役
役に再任され、就任いたしました。
2. 川口 哲郎及び垣鏝 公良の両氏は社外取締役であります。
3. 橋本 一男及び原田 良輔の両氏は社外監査役であります。
4. 川口 哲郎、垣鏝 公良及び橋本 一男の3氏を株式会社東京証券取引所の定め
に基づく独立役員として届け出ております。
5. 木屋 善之氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務・会計に関
する適切な知見を有しております。
6. 2019年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

○印は取締役兼務者であります。

役 職	氏 名	担 当 業 務
○執行役員社長	大 隅 健 一	
○執行役員副社長	多 田 二三男	安全環境担当兼海外事項担当
○専務執行役員	中 杉 正 伸	管理本部長兼コンプライアンス・関係会社・総務事項担当
○専務執行役員	村 田 茂 樹	建築本部長
○常務執行役員	今 井 和 美	土木本部長
常務執行役員	森 下 覚 恵	名古屋支店長
常務執行役員	松 井 秀 一	大阪支店長
常務執行役員	永 田 修 一	建築本部副本部長兼建築部長兼建築第二営業部長
常務執行役員	竹 内 清	東京土木支店長
執 行 役 員	田 丸 裕	土木本部副本部長兼土木営業部長
執 行 役 員	尾 形 則 光	東北支店長
執 行 役 員	上 島 明 彦	監査室長

役 職	氏 名	担 当 業 務
執 行 役 員	中 村 百 樹	東京建築支店長
執 行 役 員	池 田 聡	管理本部人事部長
執 行 役 員	浅 田 潤 一	東北支店副支店長
執 行 役 員	高 畑 真 二	建築本部建築第一営業部長
執 行 役 員	木 内 孝	東京建築支店副支店長
執 行 役 員	釘 本 実	管理本部経理部長

- (注) 1. 池田 聡、浅田 潤一、高畑 真二、木内 孝及び釘本 実の5氏は、2018年4月1日より執行役員に就任いたしました。
2. 中尾 淳一及び田村 利和の両氏は2019年3月31日付けで執行役員を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は金1,000万円または会社法第425条第1項に定める責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 7名 115百万円 (うち社外取締役 2名 8百万円)
 監査役 3名 21百万円 (うち社外監査役 2名 10百万円)

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との業務状況及び当社と当該他の法人等との関係

垣鏑公良氏の兼職先である東京ウィル法律事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

原田良輔氏の兼職先であるエイチアールディー株式会社と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	川 口 哲 郎	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
取締役	垣 鍔 公 良	当期開催の取締役会15回のうち全てに出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
監査役	橋 本 一 男	当期開催の取締役会15回のうち全てに、また当期開催の監査役会16回のうち全てに出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
監査役	原 田 良 輔	当期開催の取締役会15回のうち全てに、また当期開催の監査役会16回のうち全てに出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。

⑤ 当社の子会社において受け取った役員としての報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

41百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

55百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載していません。
- 2.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 3.当社の子会社であるタイ大豊株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その内容は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、当社の取締役、執行役員および使用人（以下「役職員」という）が法令、定款その他社内規程および社会通念を遵守した行動を取るため、「大豊建設株式会社企業行動規範」を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - 2) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、内部統制システムを整備し、運用するとともに、法令等に定められた開示を適時適切に行う。
 - 3) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 当社は、取締役および執行役員（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る文書その他の情報を法令および文書・記録管理規程に基づき、適切に作成し、保存および管理を行う。
 - 2) 当社は、取締役会議事録および事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に関する重要な文書については、取締役等および監査役が必要に応じていつでも閲覧することができるよう保存し、管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、監査室に定期的に日常の業務執行について内部監査を実施させるものとし、調査結果を社長に報告する。なお、業務執行に関して、法令または社内規程等に反するおそれのあるリスクが発見されたときは、監査室長は、直ちに社長および関係部門管理者にその旨報告し、関係部門管理者は、その報告に基づき必要な改善措置をとる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、取締役会で年度経営計画および中期経営計画を定め、取締役等はその目標達成のために効率的に職務執行を行い、定期的にその進捗状況を取締役会において報告する。

- 2) 当社は、業務執行の決定にあたり、法令および取締役会規程、経営会議規程、執行役員会規程等の社内規程に従い、審議の効率化および実効性の向上を図る。
 - 3) 当社は、日常の業務執行については、職務執行規程、職制等に従い、業務遂行に必要な職務の範囲および責任を明確にし、役職員に周知徹底させる。
- ⑤ 当社および子会社から構成される企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ 当社の子会社の取締役等の職務執行にかかる事項の報告に関するための体制
当社は、当社および子会社の取締役が出席するグループ役員連絡会等を定期的に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報を把握するとともに、グループ全体の情報共有化を図る。
 - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する体制
当社は、子会社の事業活動に伴い生じる各種リスクの対応策については、当社が指示する部署において、その対応策を検討し、子会社の取締役等に対する指導を行うほか、災害等の当社および子会社に共通する事項については、対応マニュアルを整備する。
 - ハ 子会社の取締役等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、グループ各社にそれぞれの規模や業態に応じて、適正数の監査役またはコンプライアンス推進担当者を置くよう指導するとともに、子会社の取締役等および使用人に対し、コンプライアンスの知識を高めるための研修を実施し、コンプライアンス体制の強化を図る。
 - 2) 当社は、グループ役員連絡会等において、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等につき協議し、情報共有したうえで指導を行うとともに、内部統制システムの基本方針に基づき、内部統制システムの継続的な向上を図る。また、当社は、適宜に当社の顧問弁護士により、当社および子会社の取締役等ならびに使用人に対し研修を行う。
 - 3) 当社は、当社の企業グループ全体に適用される内部通報制度として公益通報者保護規程を定め、外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1) 取締役会は、監査役会監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役の要請に基づき、監査役会と十分に協議し、監査役会との合意に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

- 2) 監査役の職務を補助すべき使用人を配置する際、当該使用人は専属とし、監査役の指揮命令のみに服する。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要とする。

⑦ 監査役への報告に関する体制

- 1) 当社の取締役等は、取締役会、執行役員会等の会議において、監査役に対し、審議事項・決議事項につき、適切な報告を行うために、法令を遵守し、有効な内部統制の運用および財務内容の適正開示に努める。
- 2) 取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- 3) 監査役が取締役等の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役等は、改善を求められた事項の対応等およびその進捗状況を監査役に報告する。
- 4) 当社の子会社の取締役等、監査役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、若しくは不正行為の事実、又は会社に重大な損失を与える事実、またはその恐れがあることを知ったときは、遅滞なく当社監査役、または当社管理本部長に報告を行い、管理本部長は当社の監査役に報告するものとする。
- 5) 当社は、当社の監査役へ前項の報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役職員に周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認められる重要な会議に出席する。
- 2) 当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 3) 当社および子会社の取締役等は、監査体制の実効性を高めるため、監査役の意見を十分に尊重し、監査役の監査に協力する。
- 4) 監査役は、月1回定期的に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制システム全般

当グループの内部統制システムの整備・運用状況を当社の監査室が把握し改善を進めています。また、監査室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っています。

② コンプライアンス

当グループでは、不正行為等の早期発見と是正を図るため公益通報者保護規程を定めており、通報者が不利益を受けないようになっています。また、通報処理体制として社内窓口は管理本部総務部長、社外窓口は弁護士事務所と定めております。

当グループでは、年に1度グループの取締役及び使用人を対象に研修を行っています。

③ リスク管理

当グループでは、監査室による定期的な内部監査や契約審査委員会等を実施し、法令・社内規程等に反するおそれのあるリスクについて早期発見に努めています。

また、危機管理マニュアルを策定し、毎年、マニュアルの見直しや災害を想定した訓練を行っています。

④ 子会社の経営管理

当社の企画室及び監査室は定期的に内部監査等を実施することにより、グループ経営に対応した調査を行っています。また、グループ役員連絡会を適時に実施し、子会社の経営状況等の管理を行っています。

⑤ 取締役の職務執行

「大豊建設株式会社企業行動規範」及び社内規程を制定し、取締役が法令、定款に則り社会通念を遵守した行動を取るよう周知徹底しております。また、社外取締役を選任したことで、取締役会等で社外取締役からの発言機会を設けることにより監督機能を強化しております。なお、当事業年度における取締役会は15回開催されております。

⑥ 監査役

監査役は、取締役会への出席や適時に監査を実施することにより、適切な監査を実行しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨て、比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	93,337	流動負債	58,101
現金預金	26,912	支払手形	7,571
受取手形	2,614	工事未払金	24,878
完成工事未収入金	50,573	短期借入金	1,850
未成工事支出金等	2,260	リース債務	10
短期貸付金	354	未払法人税等	1,360
立替金	9,647	完成工事受入金	8,352
その他金	1,060	預り金	11,144
貸倒引当金	△87	完成工事補償引当金	1,405
固定資産	21,651	賞与引当金	521
有形固定資産	10,696	工事損失引当金	57
建物・構築物	4,448	その他	949
機械・運搬器具	619	固定負債	7,548
工具器具・備品	131	長期借入金	3,150
土地	5,450	リース債務	12
リース資産	18	退職給付引当金	4,284
建設仮勘定	27	その他	100
無形固定資産	100	負債合計	65,649
投資その他の資産	10,855	純 資 産 の 部	
投資有価証券	7,536	株主資本	46,942
関係会社株式	2,134	資本金	9,039
長期貸付金	429	資本剰余金	8,010
長期前払費用	18	資本準備金	7,549
繰延税金資産	170	その他資本剰余金	460
その他金	664	利益剰余金	30,949
貸倒引当金	△99	利益準備金	1,105
		その他利益剰余金	29,843
		固定資産圧縮積立金	128
		別途積立金	6,915
		繰越利益剰余金	22,800
		自己株式	△1,057
		評価・換算差額等	1,970
		その他有価証券評価差額金	1,894
		繰延ヘッジ損益	75
		新株予約権	427
資産合計	114,989	純資産合計	49,339
		負債純資産合計	114,989

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

完 成 工 事 高		110,122
完 成 工 事 原 価		99,939
完 成 工 事 総 利 益		10,182
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,495
営 業 利 益		6,687
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	316	
そ の 他	50	366
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36	
支 払 保 証 料	41	
支 払 手 数 料	38	
そ の 他	12	128
経 常 利 益		6,925
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	22	
そ の 他	0	33
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	197	
訴 訟 関 連 損 失	9	
そ の 他	0	207
税 引 前 当 期 純 利 益		6,751
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,319	
法 人 税 等 調 整 額	△315	2,003
当 期 純 利 益		4,747

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	125,186	流動負債	74,929
現金預金	38,687	支払手形・工事未払金等	44,402
受取手形・完成工事未収入金等	70,866	短期借入金	1,850
未成工事支出金等	2,744	未払法人税等	1,772
短期貸付金	19	未成工事受入金	10,058
立替金	9,808	預り金	12,810
その他	3,152	完成工事補償引当金	1,479
貸倒引当金	△91	賞与引当金	783
固定資産	21,751	工事損失引当金	675
有形固定資産	11,411	その他	1,098
建物・構築物	4,714	固定負債	10,182
機械、運搬具及び工具器具備品	842	長期借入金	3,150
土地	5,749	繰延税金負債	12
リース資産	20	退職給付に係る負債	6,050
建設仮勘定	84	その他	969
無形固定資産	130	負債合計	85,111
投資その他の資産	10,209	純資産の部	
投資有価証券	8,852	株主資本	58,811
長期貸付金	22	資本金	9,039
繰延税金資産	475	資本剰余金	8,010
その他	964	利益剰余金	42,818
貸倒引当金	△105	自己株式	△1,057
		その他の包括利益累計額	2,151
		その他有価証券評価差額金	2,237
		繰延ヘッジ損益	75
		為替換算調整勘定	△20
		退職給付に係る調整累計額	△141
		新株予約権	427
		非支配株主持分	436
		純資産合計	61,826
資産合計	146,938	負債純資産合計	146,938

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

連結損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

売上 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益 受取利息 受取配当金 その他 営業外費用 支払利息 支払保証料 支払手数料 その他 経常利益 特別利益 固定資産売却益 投資有価証券売却益 その他 特別損失 固定資産除売却損失 訴訟関連損失 その他 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 非支配株主に帰属する当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益	150,777 135,951 14,826 5,659 9,166 3 103 62 34 58 38 12 12 24 0 208 20 0 3,253 △462 6,207 66 6,141	150,777 135,951 14,826 5,659 9,166 169 144 9,191 36 229 8,998 2,790 6,207 66 6,141
--	--	--

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

大豊建設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 能 周 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 出 博 男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大豊建設株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

大豊建設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 能 周 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 出 博 男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大豊建設株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大豊建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、協議するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

大豊建設株式会社 監査役会

常勤監査役 木 屋 善 之 ㊞
社外監査役 橋 本 一 男 ㊞
社外監査役 原 田 良 輔 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は長期的発展の礎となる財務体質の充実を図りつつ、安定的な配当の維持及び向上を図っていくことを基本方針としておりますが、第70期の期末配当金につきましては、当期の実績並びに経営環境を総合的に勘案いたしまして、普通株式1株につき75円を配当させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 75円 総額1,277,343,600円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2019年6月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、多田 二三男、中杉 正伸、村田 茂樹、今井 和美、川口 哲郎及び垣鏑 公良の6氏は任期満了となります。つきましては、経営監督機能強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 ただふみお 多田 二三男 (1953年11月23日生)	1977年4月 当社入社 2000年10月 当社土木本部土木第一営業部次長 2001年10月 当社土木本部土木第一営業部長 2003年3月 当社名古屋支店副支店長 2004年7月 当社土木本部土木第一営業部長 2005年6月 当社取締役土木本部土木第一営業部長 2006年4月 当社取締役執行役員土木部次長兼土木第一営業部長 2007年1月 当社取締役執行役員東京支店長兼土木部次長 2007年6月 当社取締役常務執行役員東京支店長兼土木部副本部長 2008年6月 当社取締役常務執行役員土木本部長 2009年6月 当社代表取締役専務執行役員土木本部長 2011年4月 当社代表取締役執行役員副社長土木本部長 2012年4月 当社代表取締役執行役員副社長建築本部長 2014年4月 当社代表取締役執行役員副社長 現在に至る	8,175株
〔取締役候補者とした理由〕 同氏は当社の土木建築部門での要職を歴任し、豊富な経験と経営全般の知見を有しており、現在は安全環境担当、海外事項担当及び技術部門担当を管掌するなど代表取締役として十分な職責を果たしていることから引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	再任 なか すぎ まさ のぶ 中 杉 正 伸 (1953年10月3日生)	1977年 4 月 当社入社 1999年 8 月 当社管理本部総務部法務課長 2004年 3 月 当社管理本部総務部総務課長 2008年 1 月 当社管理本部総務部長 2009年 2 月 当社執行役員管理本部長 2009年 6 月 当社取締役執行役員管理本部長 2010年 6 月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2013年 4 月 当社取締役専務執行役員管理本部長 2019年 4 月 当社取締役執行役員副社長管理本部長 現在に至る	3,393株
[取締役候補者とした理由] 同氏は当社管理部門の要職を歴任し、豊富な経験と経営全般の知見を有し、管理業務全般にわたり当社の経営に貢献し、取締役として十分な職責を果たしていることから引き続き取締役候補者といたしました。			
3	新任 もり した かく え 森 下 覚 恵 (1956年4月23日生)	1979年 4 月 当社入社 2003年10月 当社広島支店営業部長代理 2005年 4 月 当社広島支店営業部長 2008年 6 月 当社広島支店長 2009年 4 月 当社大阪支店土木技術部長 2010年 4 月 当社大阪支店土木営業部長 2013年 4 月 当社九州支店長 2014年 4 月 当社執行役員九州支店長 2017年 4 月 当社執行役員名古屋支店長 2018年 4 月 当社常務執行役員名古屋支店長 2019年 4 月 当社専務執行役員土木本部長 現在に至る	738株
[取締役候補者とした理由] 同氏は名古屋支店長などの要職を歴任し、豊富な経験と実績を有しており、今後も土木事業をはじめ当社の経営に貢献し、取締役としての職責を果たせるものと判断し取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	新任 なが た しゅう いち 永田 修一 (1958年5月22日生)	1982年4月 当社入社 2011年5月 当社大阪支店建築部次長 2011年9月 当社大阪支店建築部長 2011年11月 当社大阪支店建築部長兼積算部長 2014年4月 当社建築本部建築部長兼建築第一営業部長 2015年4月 当社執行役員建築本部副本部長兼建築部長兼建築第一営業部長 2018年4月 当社常務執行役員建築本部副本部長兼建築部長兼建築第二営業部長 2019年4月 当社常務執行役員建築本部長兼建築部長 現在に至る	2,225株
[取締役候補者とした理由] 同氏は建築部門での要職を歴任し、豊富な経験と高い知見を有しており、今後も建築事業をはじめ当社の経営に貢献し、取締役としての職責を果たせるものと判断し取締役候補者いたしました。			
5	再任 かわ ぐち てつ ろう 川口 哲郎 (1948年10月31日生)	2005年12月 外務省中東アフリカ局地域調整官 2006年3月 大臣官房総務課企画官 2008年1月 特命全権大使マダガスカル、コモロ 2012年12月 退官 2017年6月 当社社外取締役 現在に至る	0株
[社外取締役候補者とした理由] 同氏は長年行政機関の要職を歴任され、幅広い経験と知見を基にさまざまな提言を行うなど当社の経営監督機能の強化に貢献されており、社外取締役としての職責を果たしていることから引き続き社外取締役候補者いたしました。			
6	再任 かき つば きみ よし 垣 鍔 公 良 (1954年10月25日生)	1982年4月 検事任官東京地方検察庁 1986年4月 弁護士登録第一東京弁護士会垣鍔法律事務所入所 2005年4月 東京ウィル法律事務所開設 2017年6月 当社社外取締役 現在に至る	0株
[社外取締役候補者とした理由] 同氏は弁護士としての専門的な知識と経験を基にさまざまな助言を行うなど当社の経営監督機能の強化に貢献されており、社外取締役としての職責を果たしていることから引き続き社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	新任 ま ち の し ず 町 野 静 (1982年1月31日生) (戸籍上の氏名：塩野 静)	2007年12月 弁護士登録第一東京弁護士会 弁護士法人北浜法律事務所入所 2015年 8 月 増田・舟井・アイファート&ミッチェル 法律事務所客員弁護士 2016年11月 弁護士法人イノベンティア入所 2019年 1 月 同所パートナー 現在に至る	0株
<p>〔社外取締役候補者とした理由〕</p> <p>同氏は弁護士としての専門的な知識と経験を有するとともに、2017年12月19日に公表しました「第三者委員会設置のお知らせ」に記載の当社事業所における不正取引に関して、第三者委員会の委員として、事実関係の調査及び原因究明にご尽力いただいた経緯があり、独立した客観的立場からの監督・助言機能が期待でき、当社のコーポレート・ガバナンス強化に有用であると判断し、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお当社は、同氏の当該第三者委員会の委員としての立場及び当社が同氏へ支払った委託料が4百万円未満であることを勘案し、同氏が一般株主と利益相反が生じる恐れがなく十分な独立性を有していると判断しております。</p>			

- (注)
- 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 担当等は事業報告の「取締役及び監査役の状況」欄に記載のとおりです。
 - 川口 哲郎、垣鏑 公良及び町野 静の3氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は川口 哲郎及び垣鏑 公良の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、町野 静氏は同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
 - 当社は、川口 哲郎及び垣鏑 公良の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、本総会において両氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。また、町野 静氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 川口 哲郎及び垣鏑 公良の両氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
 - 川口 哲郎及び垣鏑 公良の両氏が社外取締役在任中に、当社の複数の事業所において特定の協力業者に対し架空発注が行われ、一部不適切な会計処理が行われていることが判明しました。社外取締役であった両氏は当該事実が判明するまで認識しておりませんが、第三者委員会からの報告を受け再発防止と内部監査機能強化の必要性について提言を行ってまいりました。

第3号議案 取締役報酬枠改定の件

当社の取締役に対する報酬の年度限度額については、2016年6月29日開催の第67回定時株主総会において、年額180百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと社外取締役は1名増員されることとなります。

つきましては、取締役の報酬枠は引き続き年額180百万円以内とし、そのうち社外取締役分を年額10百万円以内から年額15百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬枠には従来どおり使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成されていますが、本議案は、当社取締役（社外取締役を除きます。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、第3号議案「取締役報酬枠改定の件」が原案どおり承認可決された場合の取締役の報酬の限度額（年額180百万円（うち社外取締役については年額15百万円）以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

なお、本制度の導入について、本株主総会でご承認いただいた場合、現行の株式報酬型ストックオプションの新規付与を取りやめ、以後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わない予定です。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2020年3月末日に終了する事業年度から2022年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間3事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金150百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり20,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金150百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には、同制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託する予定です。

なお、対象期間満了の都度、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以内の期間を定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイン

ト付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり20,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(参考)

本制度の骨子につきましては、2019年5月14日付「役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

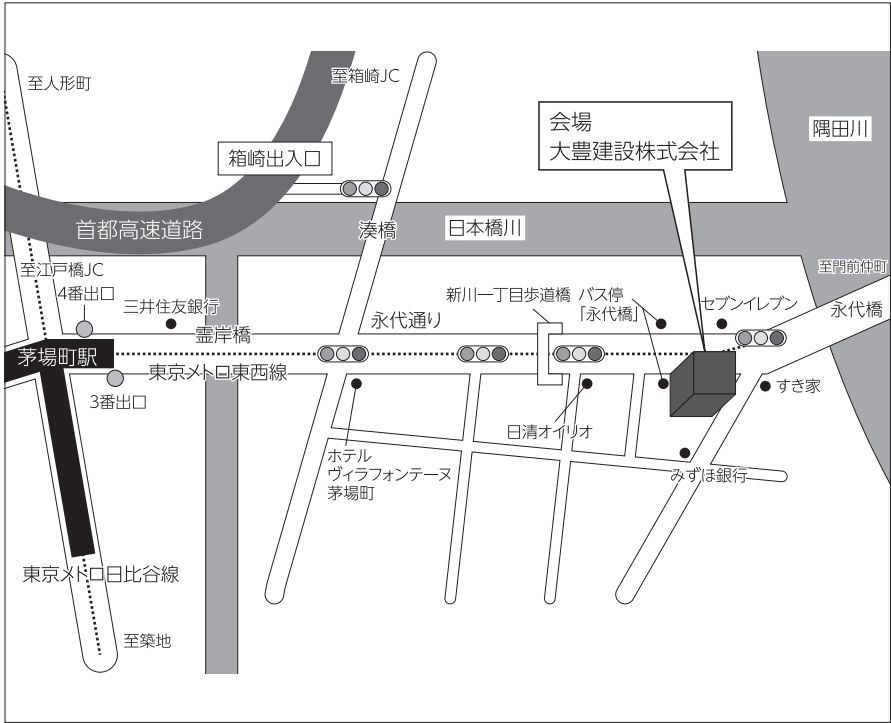
以 上

<メモ欄>

会場案内図

東京都中央区新川一丁目24番4号

当社本店 2階会議室



○東京メトロ 東西線 } 茅場町駅より徒歩10分
日比谷線 }



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

